

長野市

第30号

人権教育啓発だより

発行
長野市地域・市民生活部
人権・男女共同参画課
長野市大字鶴賀緑町1613番地
電話 224-5032

学ぶことの大切さ

研修の積み重ねにより

昨年度末発行した啓発だより29号でもお伝えしましたように、長野市ではこの数年の間に新たに人権に関わる条例や制度がいくつかできました。

こうした条例や制度について、まずは私たち一人一人の正しい理解が何より大切であると考えます。当課でも人権教育推進員研修会や各地域に向いての研修会等では、条例に関わる人権課題についても取り上げさせていただくことができました。また、地域で人権教育推進員の方に進めていただいている研修でも、取り上げていただくことが多かったようです。

そうしたこともあり、市民の皆さんのこれらの人権課題に対する理解は大きく進んできているように思われます。例えば性的マイノリティの人について、以前は自分の周りにはいなく、こうしたことは自分とは全く関わりのないことと多くの人を受け止めていましたが、研修等を通して自分には関わりのないと考えていたから気づかなかっただけであり、実は身の回りにはこのことで深刻に悩む当事者の方々がそれなりの数いること、多くの人がいなくしていただいていたことにより、それらの方々の生きづらさにつながっていたことに気づいたり理解したりする人が増えてきているようです。最近、自分自身の生き方を語る性的マイノリティの人が出てきているのも、社会のこうした変化の一因ではないかと考えます。

また、多くの人にとって身近なものになってきたインターネットですが、誹謗中傷や誤った情報の拡散などで大きな問題にもなっています。誰もが簡単に情報発信ができてしまうインターネットだからこそ、私たち一人一人がインターネットリ

テラシーについて理解を深めていくことが求められています。そのような時期にできた長野市の条例ですが、これに関するDVDの貸し出しや研修が多くなってきています。研修を通して誰もが被害者にも加害者にもならないインターネットの使い方についての理解が深まっていくことが望まれます。

このように人権研修の積み重ねは、それぞれの人権課題についての正しい理解とそれに裏付けされた行動につながっていくと考えられます。

犯罪被害者等の人権問題

今年1月に長野市では犯罪被害者等支援条例が制定されました。事件や事故の被害者はその事件によってどのような状況になり、どのような思いで過ごしているのか、今まで多くの方は関心を寄せることはありませんでした。

犯罪被害者は事件そのものによって身体も心も傷つけられますが、事件後のマスコミの報道や人々のうわさ、捜査や裁判への協力などにより直接的な犯罪被害以上に大きな影響を受けることもあるという事実、昨年中野市で発生した事件や数年前坂城町で起きた事件により、そのような被害者の置かれる厳しい状況を多くの方が知ることになりました。

6月の市内の人権教育推進員を対象にした研修会では、犯罪被害者等の人権について、長野県警察本部と犯罪被害者支援センターの方々に講師をお願いして講演を行いました。お二人の話に共通していたのは、長い間多くの方がこの人権の問題に気付いていなかったこと、そのために当事者の方々は忘れ去られ非常に厳しい状況に置かれていたこと、誰もが突然当事者として向き合うことになるかもしれないこの問題に対して共助の精神、お互い様の考え方で向き合っていくことが大切であるということでした。

この啓発だよりのP2～3に講演の概要を掲載してありますのでご一読いただき、犯罪被害者等の人権について考えるきっかけにいただければと思います。



第2回人権教育推進員研修会及び第2回社会人権教育研修会(2024年6月18日)の講演記録概要

演題「警察における犯罪被害者支援」

講師 長野県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室課長補佐 林 良太さん

被害者支援の歴史



昭和49年8月に死者8名負傷者380名の三菱重工ビル爆破事件が起きた。この事件では、仕事をしていて人は労災で給付対象になったが、たまたま現場付近を歩いて被害に遭った人は何の補償もなかった。この事件が契機になり、犯罪被害補償を制定するべきという議論が起こり、昭和56年1月に「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯給法)」が施行された。

犯給法ができて10年後、それを記念するシンポジウムで被害者遺族が、その切実な状況を次のように語った。

『私の息子は去年の10月12日、飲酒運転者に殺された。数ヶ月間、私はどうやって生きていけばいいかわからず、精神的に助けてくれるところがないか必死になって探したが、何もなかった。「日本では被害者の声が聞こえてこない」という指摘があったが、「私が被害に遭いました」と、大きな声で泣きたくても泣けず、じっと我慢しなければならないのが、今の日本です』

この発言をきっかけに、警察庁は犯罪被害者の実態調査を行った。被害者が相談する場がないことから、全国に犯罪被害者支援センターのような早期援助団体が設置されることになった。

その後、犯給法は平成13年に改正された。そのきっかけは松本サリン・地下鉄サリン事件であった。これらの事件では、PTSDなど精神的なダメージにも目が向けられ、従来の経済的支援に精神的支援を加え、総合的に犯罪被害者対策をしていこうという考えのもと法律の整備が進められ、平成16年、「犯罪被害者等基本法」ができた。

二次的被害

警察では、犯人の検挙こそが被害者のためになると、犯罪捜査活動をするが、そうした思いが被害者やその家族には失礼な言葉や態度と受け取られることもある。二次的被害というが、友達など身近な人、検察、裁判所などの職員の言動や近隣住民の善意のつもりの発言なども、当事者の心を深く傷つけることがある。

ほかにも、犯罪でけがを負えばその治療費負担、加害者が捕まれば出所後の報復の心配、PTSD発症など、直接的被害だけでなく様々な

二次的被害が起きる。

警察で行っている犯罪被害者支援

警察では、犯罪被害者に情報提供を行っている。「刑事事件はこう進み、裁判はこう行われる」などわかりやすく表現した『犯罪の被害に遭われた方へ』という手引きを渡している。事件捜査の手続きの流れは一般の方は全くわからないので、情報提供は被害者等の大きなニーズの1つである。

警察では、「何かありませんか」という聞き方ではなく、「私達はこういったことができます。何か行うことはないですか」「こちらで調べて、適切な機関をご紹介します」といった情報提供の仕方をしている。

捜査に関する情報提供は、警察でしかできないことなので、各被害者担当の連絡員を指定し、個々のタイミングで情報提供をしている。

他に警察に望まれることとして、安全、安心がある。交番・駐在所の警戒活動や相談しやすい環境作りにより、被害者の方に安心感を抱いていただけるよう気をつけている。

犯罪被害は誰にも起こりうることとして

長野県警の統計では、1年間に250人に1人の方が犯罪被害に遭っている。これに、その家族を加えると、相当大勢の方が犯罪被害者やその関係者になってしまう。

犯罪被害に遭った人の多くは、警察や行政が被害者支援について何をやっているか知らない。今は自分の身に関係なくても、突然降りかかるのが犯罪被害である。このような機会に関心をもっといただければと思う。難しいことをやってほしいのではなく、一人一人が犯罪被害者等への理解を深め、社会全体で被害に遭った方々を守っていこうとする意識を高めていくことが大事だと思う。

「今、自分は被害者じゃなく支援できる立場にいるから支援しましょう」と、自然な形で支援できるようになっていけば一番いいと思う。被害者の生活が元に戻ることはない。せめて、平穏な生活にどれだけ近づけられるかということで継続的な支援が必要になる。警察では、被害発生当時に避難させたり、事件後や裁判後や通夜、葬儀などにマスコミが押し寄せたりする場に行って配慮をお願いするなどできる。しかし、その後の生活を取り戻すまでの支援は、行政や福祉、そして何より地域の方々の力がないとなかなか難しいのではないかと感じている。そういった点で、犯罪被害者等の支援は、共助の精神が求められていると言える。

演題「犯罪被害者の人権と支援の必要性

～長野県における犯罪被害者等支援条例の制定状況～

講師 認定NPO法人長野犯罪被害者支援センター 専務理事兼センター長 鈴木 良忠さん

■長野犯罪被害者支援センター

長野犯罪被害者支援センターは1999年に設立され、現在は電話相談、面接相談、直接的支援、補助支援事業、自助グループ支援など5つの活動を行っている。

2012年、センターは早期援助団体の指定を公安委員会から受けた。それにより、犯罪被害者の同意を得た上で、個人情報や事件の内容、被害者の状況等を警察からいただけるようになり、すぐに被害者の支援に入れるようになった。

現在、犯罪被害者を支援する主な機関ということでは、地方自治体、警察、検察庁、法テラス、医療機関があるが、センターはこれらと連携しながら犯罪被害者を支援している。

■被害者にかかる大きな負担

被疑者・被告人の権利は、憲法に定められている。例えば、裁判で有罪にならないければ、真犯人であっても刑罰を受けることはない。裁判で無罪になったら、刑事補償請求権でそれまでの損失を国から補償してもらえるなどである。

一方、被害者は、仕事が続けられなくなり収入が激減することもある。被害により治療費、交通費、家の修繕費などが必要になることもあるが、それらのほとんどを自己負担しなければならず、経済的に大きな影響を受けることが多かった。また、警察へ行ってその当時のことを話したり、実況見分での立会・裁判での証言を求められたりするほか、加害者に賠償請求する時は自分で行わなければならない。このように被害者は経済的にも精神的にも大きな影響を受け、日常生活が一変してしまうことが多い。

こうしたことが背景となり20年前に犯罪被害者等基本法が制定された。

■犯罪被害者等基本法制定と

広がる犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等基本法により、初めて被害者の権利が明確にされた。また、犯罪被害者等の支援に当たっては国、県、市町村が一体となって取り組む責務があり、そのために具体的な計画づくりをすることを求めている。

今年1月に施行された長野市の条例でも、市民等の責務として、「二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等に関する施策に協力するように」とあるが、二次被害の防止が強く求められている。

長野県内市町村の犯罪被害者等の支援条例の制定状況は、令和4年4月には、6市町村しかなかったのが、令和6年4月には55市町村に増加

した。この増加の背景には、昨年の中野の事件、佐久の事件などがあり、「犯罪被害は、他人事じゃない、自分のこととして考えていかなければ」と各市町村が考えるようになった結果だと思う。



■二次被害防止のために気をつけたい言葉など

被害に遭った人でないとわからない悲しみや苦しみがある。「私だってそんな経験あるよ」「たいしたことないじゃない」など、被害を軽々しく言うてはならない。

性被害に遭った人に対する、「本当に被害に遭ったの?」「合意の上だったんじゃないの?」などの被害を疑ったり興味本位で聞いたりする言葉は被害者を一層傷つける。

「犯人にもきつと理由があったんだね」「それは犯人だって怒るわ」など、加害者を擁護したり加害者を正当化したりするような言動。加害者にどんな事情があろうとも、本当に困っているのは被害者であることを忘れてはならない。

「嫌なことは早く忘れちゃいなさいよ」「すっかり元気になったね」など、無理して言葉をかけようとしない。寄り添って聞こうとする傾聴が大切である。

被害者の心情等の聴取伝達制度が昨年12月から運用が開始された。被害者の気持ちを加害者に伝え、加害者の反応を被害者に伝えるというものである。被害者にとって、加害者に反省がない態度は非常に辛い。同じ加害者から2回加害を受ける再被害になってしまう。この制度では、刑務官が被害者から聞いてそれを加害者に伝え、加害者の反応を被害者に伝えるということで実際利用されている方もいる。

■お互い様の精神で

困ったときはお互い様という精神が、支援活動の原点。誰がいつどこで被害に遭うかわからない。被害に遭って困っている人は、何も遠慮することはない。声を上げて支援を要求している。悲しんだり苦しんだりしている人がいたら、人・社会・地域として、その人をサポートしていくのは当然のこと。それが犯罪被害者支援の基本である。

地域等での人権研修に DVD の活用を

地域等の人権教育研修会で DVD を視聴することがあると思います。DVD は、30 分間ほどのものが多く、その作品を見た後参加者同士で感想を出し合うことなどにより、互いの人権感覚を高め合うことが期待できます。

人権・男女共同参画課では、地域や企業での人権教育研修に活用していただくために、毎年数本ずつ人権啓発 DVD を購入しています。当課には、「同和問題」「高齢者」「障害者」「外国人」「性的少数者」等の人権課題をテーマにしたものや複数の人権課題を扱ったものなど様々ですが、100 本を超える DVD があります。本年度も障害者の人権やアンコンシャスバイアスをテーマにしたものなど新たに 6 本を購入しました。それらの中から、「インターネット」と「同和問題」を扱った DVD について紹介します。

インターネットは、利便性が高く、SNS や動画投稿サイトなどを通して自由に情報を発信したり意見を表明したりすることができるのが特徴です。しかし、誰もが自由に情報発信できることから、発信されたものの中には差別を助長するようなものも見られます。同和問題はインターネットによって差別や誹謗中傷されたりすることが多い人権課題の一つで、事実と異なる内容が書かれていたり被差別部落だとする動画を勝手に流されたりするなど、人々の憎悪をあおるようなものもあります。DVD 「大切なひと」は、インターネットと結びついた現代の部落差別の問題を取り上げた作品です。

DVD 「大切なひと」の概要

日本史が好きな大哉は、各地を訪れてその歴史を紹介するチャンネルを運営していました。丁寧に作られた動画の再生回数はそれほど多くはありませんでしたが、大哉の友人の愛依はいつも新たな動画が出ることを楽しみにしていました。

ある時大哉は、友人の光星の助言によって動画を作りましたが、その再生回数が今までにない勢いで増え続けました。その動画の内容は、かつての被差別部落を訪れ、過激な編集を施したものだそうです。

増え続ける再生回数に喜び、大哉と光星は次々に同じような動画をアップしていきます。コメント欄には差別をあおる書き込みが連なるようになりました。

愛依はそれまでとは全く異なった内容になってしまった動画を複雑な思いで見っていました。そんな愛依が動画を見ていた時、映っていた家に見覚えがあることに気づきました。それは、愛依が小学生だったころ、仕事に追われていた母親に代わり世話をしてくれた母の友人綾女の家でした。愛依は学校が終わると毎日綾女の家

に行き、そこで勉強したり遊んだりして過ごしていたのでした。そんな愛依に綾女は本当の家族のように接し大事に育ててくれました。

そんな思い出がある愛依は、動画でかつて自分が楽しく過ごした綾女の家が、被差別部落の家として、とても怖い場所であるかのように紹介されていることに大きな衝撃を受けたのです。

愛依は、大哉と光星にそれらのことを話すとともに差別や偏見をあおる動画は消してほしいと切実な思いを伝えました。愛依の話を聞いた大哉は、すぐに動画を削除しました。しかし、削除されたはずの動画はネット上で拡散されていました。そして、大哉らに対する誹謗中傷が始まったのです。



インターネット上の一部の情報の中には、受け手に誤った認識を植え付けたり差別意識を助長したりするものがあります。この DVD 「大切なひと」では、インターネットや同和問題のほかに外国人の人権問題も扱われており、研修会参加者が様々な角度から考えたり深め合ったりすることができるものではないかと思えます。

地域等での人権教育の研修に DVD の貸し出しをしています。借用をご希望の場合は、事前に当課までご連絡(電話 224-5032)をお願いします。それぞれの研修会でご活用ください。